

私は上告します。

一審判決は誤謬に満ちたものでしたが、このたびの二審の卯木誠裁判長の判決は、一審判決に輪をかけて不公正なものでした。

私を有罪だとする裁判官の論旨はきわめて単純で杜撰です。

私が運転手兼道案内として雇った二階堂甚一さんの検察官調書をすべて「信用できる」とする一方で、一審・二審の法廷証言をすべて「信用できない」としました。

この「信用できる」とした根拠に、調書を作成した森山検事の一審法廷証言を引用しております。たとえば、2月7日の判決言い渡し（声が小さくてよく聞き取れなかった）から数日後に裁判所から37ページもの判決文が送られてきました。その9ページ目には、次のような表現があります。

「取り調べ検察官の証言によれば、二階堂は検察官の質問に対し自発的に供述しており、検察官が押しつけや誘導を行ったことはなく、また、警察官の取り調べに対して不服を述べていなかったというのである。取り調べ時間も長時間で9時間、午後10時くらいまでであり、検察官が体調を見て取り調べており、黙秘権はもちろん読み聞けの方法も適切であり、供述の任意性を疑うような事情は認められない」

また31ページには、

「二階堂を取り調べた検察官の供述によれば、二階堂の供述が任意になされたことは明らかである上、二階堂は事情聴取の始った平成21年4月13日から現金授受の日時場所については、捜査段階で一貫した供述をしているのであり、二階堂の取り調べ状況を考慮してもその信用性に疑いはない」

村木厚子さん事件、菅谷さんの足利事件ほか、幾多もの冤罪事件をみてください。村木さんを無実の罪に追い込んだ職場の同僚たちの証言、足利事件で自らが少女の首にどのように手をかけたかを述べた菅谷さんの供述調書を思い起こしてください。いずれも検察側に言わせれば“任意”のもとで取られた“信用できる”証言や供述調書でした。しかし今では、これらの証言や供述調書が検察側のストーリーにそった“ねつ造された供述”であることは、国民のだれもが知っております。

供述調書至上主義が冤罪の温床なのは、過去の冤罪事件を見れば明々白々です。

しかし、私の二審裁判を担当した卯木裁判長の判決には、過去の冤罪事件への反省など微塵も感じられず、検察官調書や検察官自身の法廷証言を鵜呑みにしております。

長い判決文は、最初から最後まで「誤解」「曲解」「こじつけ」の杜撰な表現で構成されております。これをすべてここで述べるのは不可能ですので、一つだけ指摘

します。

判決文33ページに次のような表現があります。

「被告人の供述において、加藤（※元合川町議）から携帯電話で大野台ハイランドで会う旨の連絡については、通話記録に同年1月10日あるいは13日に履歴があり、通話記録による裏付けがあるようにもみえるが、その後被告人が場所が分からず加藤に電話したとしている点については、通話記録にその旨の履歴が1月10日、同月13日の欄になく、かえって、通話記録と食い違いがある」

ここの2行目にでてくる発信記録は加藤氏の携帯電話（AU）の発信記録を意味します。しかし4行目にある通話記録は、私の携帯電話（DOCOMO）の発信記録を意味しているのでしょうか。

じつは私の携帯電話の2009年1月の通話記録は、なぜか当裁判の証拠には出ておりません。

そもそも通話記録は警察の捜査段階で取られたものですが、2009年1月の私の携帯電話の通話記録は「押さえの直近3か月が過ぎていた」との理由で取れなかったことになっています。警察が私の携帯の1月の通話記録を取れなかったこと自体に、私は疑いを持っております。1月の携帯電話の通話記録は警察・検察の筋書きに合致しないので隠した可能性があるのです。

その真偽はともかくとして、私の携帯の1月の通話記録が検察側の証拠として出ていないのは厳然たる事実です。にもかかわらず二審判決では「通話記録にその旨の履歴が1月10日、同月13日の欄になく、かえって、通話記録と食い違いがある」とのべています。

これは、裁判官が証拠も調べずに判決を書いている、明白な証拠です。

繰り返しますが、私の携帯電話の1月の通話記録は、私が見たくても、見ることはできないのです。私がドコモに要求しても、保存期間を過ぎた、との理由で、出てこないのです。

このような杜撰な論理で、私を罪人にしようとしているのです。

こんな二審判決を、承服できるはずがありません。

平成24年2月20日

岩川 徹